

令和7年7月1日から
岡山県内の水域※は
放置等禁止区域に指定されます。

※県北河川など一部の水域を除く

船舶の適正な登録・保管・処分は
あなたの責任です。

秩序ある水域利用の実現 に向けて
皆様のご理解とご協力 を お願いします！

あなたの所有する船舶
は適正な係留許可を
得ていますか？

使わなくなった船舶を
そのままにいませんか？



みだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置すると、
関係法令に基づく罰則等が適用されます。

放置艇 0セロ

岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、
笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

放置等禁止区域の指定後は、
各水域等管理法令に基づく罰則等が適用されます。

放置等禁止区域に指定する範囲 ※各水域管理者（行政）が管理するものに限る		罰 則
港湾区域	県内の港湾区域、臨港地区などの全域 (県管理港湾10港、市管理港湾27港)	1年以下の拘禁刑 または50万円以下の罰金
漁港区域	県内の漁港区域の全域 (県管理漁港13港、市管理漁港13港)	30万円以下の罰金
河川区域	県内の河川区域の一部 (国管理の直轄河川、県・市管理河川)	3か月以下の拘禁刑 または20万円以下の罰金
普通海域	県内の普通海域 (港湾区域・漁港区域以外の海域)の全域	30万円以下の罰金
海岸	県内の海岸保全区域内の公共海岸	6か月以下の拘禁刑 または30万円以下の罰金
児島湖面	児島湖面	30万円以下の罰金
普通河川 ため池 農業用水路 など	岡山市、倉敷市、玉野市、備前市、瀬戸内市が管理する普通河川、ため池及び農業用水路など	各条例の規定を適用

岡山県プレジャーボート対策推進会議

事務局：岡山県 土木部 港湾課
 所在地：岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
 URL： <https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html>
 連絡先：086-226-7486

